

新旧対照表

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年12月22日条例第65号）新旧対照表

改正後

現行

第22条（略）

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第22条の2 何人も、青少年に対して、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の覚知によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。

第22条（略）

（新設）

第3章 (略)

第3章の2 青少年のインターネット利用環境の整備

(青少年のインターネット利用環境の整備)

第26条 保護者は、フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。）又はフィルタリングサービス（同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）の利用その他の方法により、その保護監督する青少年が有害情報（同条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。）を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 青少年の保護と健全な育成に携わる者は、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスの利用の普及のための活動その他の啓発活動により、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を青少年の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリングソフトウェア又はフィルタリングサービスの利用その他の方法により、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

第3章 (略)

第3章の2 青少年のインターネット利用環境の整備

(新設)

▶

第26条の2 何人も、インターネットの利用によつて得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもの（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を青少年の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットの利用により得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングソフトウェア及びフィルタリングサービスに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の書面交付義務等）

第26条の2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供に関する契約（既に締結されている携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（以下「既契約」という。）の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等（同項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の変更を伴うものに限る。以下この項において同じ。）を締結する場合において、当該契約の相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対して、当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約の相手方が青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対して、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により、同条各号に掲げる事項を説明するときは、併せて、こ

3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

（新設）

これらの事項を記載した書面を交付しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由及び当該保護者の氏名その他の規則で定める事項を記載した書面（当該理由及び当該事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

3 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、当該保護者の責任において適切に当該青少年の特定携帯電話端末等（同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）に係るフィルタリング有効化措置を行うこと及び当該保護者の氏名その他の規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、第2項に規定する書面の提出を受け、フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続役務を提供した場合は、当該書面の提出を受けた日から当該役務の提供に関する契約が終了する日又は当該契約に係る青少年の年齢が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面を保存しなければならない。

5 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、第3項に

規定する書面の提出を受け、フィルタリング有効化措置を講じないで特定携帯電話端末等を販売した場合は、当該書面の提出を受けた日から当該特定携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日又は当該特定携帯電話端末等を使用している青少年の年齢が18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面を保存しなければならない。

6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項若しくは前項の規定に違反していると認めるとき又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者が第4項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

7 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

8 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、その旨を通知し、その者又はその代理人に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第4章 雑則

(立入調査等)

第26条の3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間中、次に掲げる場所に立ち入り、必要な調査をさせ、関係人から資料の提出を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。

(1)～(6) (略)

(7) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業の場所

2～4 (略)

第4章 雑則

(立入調査等)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する者に、営業時間中、次に掲げる場所に立ち入り、必要な調査をさせ、関係人から資料の提出を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。

(1) 興行者等の興行又は営業の場所

(2) 有害映画等を見せ、又は聞かせる場所

(3) 図書等取扱業者の営業の場所

(4) がん具刃物等の販売を業とする者の営業の場所

(5) 質屋、古物商又は金属くず類業者の営業の場所

(6) 利用カードの販売を業とする者の営業の場所

▶

2 前項の規定により知事が指定する者が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、必要最小限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げることがあつてはならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第5章 罰則

第28条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第22条の2の規定に違反して、青少年に対して、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であつて、

次のいずれかに該当するもの

ア 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者

イ 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対して対償を供与し、若しくはその供与を約束する方法により、当該提供を行うように求めた者

(3) 第24条の規定に違反して同条第2号又は第4号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者

4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 第26条の3第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、虚偽の資料を提出し、又は質問に対して虚偽の答弁をした者

6 (略)

第5章 罰則

第28条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

▶

(2) 第24条の規定に違反して同条第2号又は第4号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者

4 (略)

5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)～(3) (略)

(4) 第26条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、虚偽の資料を提出し、又は質問に対して虚偽の答弁をした者

6 (略)